

自治研センター第4回総会記念講演会

# 大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月

2012年6月16日収録



大阪市政調査会 会長

澤井 勝

(奈良女子大学名誉教授)

**司会（佐藤）** それでは定刻を過ぎましたので、これから千葉県地方自治研究センターの講演会を開会させていただきたいと思ひます。きょうは、大変足元の悪い中、また



土曜日のお休みのところ、この講演会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日のこの講演会の司会を務めさせていただきます、自治研センターの副理事長の佐藤でございます。それでは最初に、主催者であります当センターの理事長の井下田猛より、ごあいさつを申し上げます。

### 井下田理事長挨拶

**井下田** 折からの雨の1日となりましたけれども、お集まりの皆さん方は県内のあちこちから、よくぞこの会場に駆けつけて



くれました。心から感謝したいと思ひます。本日の講演会は、澤井先生による、鋭くかつ重い問題提起が予定されております。澤井先生は、我が国を代表する地方自治の研究分野の第一人者で、かつ最も優れた碩学です。お手元には澤井先生のレジメが回っているかと思ひますけれども、このレジメの1ページ目、最初のページに大阪市役所の市庁舎の建物があります。この建物の地下1階に、澤井先生がいま会長をなさっておられる大阪市政調査会がありました。私はしばらくの間、関西で生活をしましたから、この建物の地下1階に、たしか10回以上はお邪魔しているかなと思ひますけれども、いまは橋下さんに、この大阪市政調査会は追い出されて、この建物では澤井先生は暮らしていないわけです。言うならば、ハシシタならぬ橋下イズムの暴走は、“そのけそのけ、独裁がまかり通って” いるわけです。結果として、人間尊重が否定される。そして自治と民主主義の危機を招いています。大阪で展開されております危

険な本質に対して、大好きな澤井先生に絵解きしていただいて、結果的には現代史の重い証言を、この場でお集まりの皆さん方に熱い思いを込めて語ってくれるに違いありません。大いに澤井先生の発言に耳を傾けたいと思ひます。どうぞ澤井先生、よろしくお願ひいたします。

**佐藤** どうもありがとうございました。それでは、本日の日程につきまして御説明をさせていただきます。本日の講演につきましては『大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月』と題しまして、奈良女子大学の名誉教授で現在、大阪市政調査会の会長であります澤井勝先生に、この後お話をさせていただきます。いま理事長からもお話がございましたけれども、澤井先生は地方自治・地方財政を御専門にしておりまして、地方自治総合研究所の研究活動を経まして、北九州市立大学や奈良女子大学で教鞭を取りまして、一貫して地方分権を推進する立場で研究を続けておられます。さらに大阪市政調査会や奈良地方自治研究センターの代表を務めて、よりよい公共サービスを推進する立場から発言を続けておられます。連日のようにメディアが取り上げる橋下大阪市長の発言に、寒々としたものを多くの方が感じているのではないかなというふうに思ひますし、私もその一人でございます。本日は「大阪市民、府民が、なぜこのような選択をして、いま大阪はどうなっているのか」、専門的なお立場からお話をさせていただくことになっております。それでは澤井先生、よろしくお願ひ申し上げます。

### 自己紹介

**澤井** 御紹介いただきました澤井と申しますが、少し自己紹介を、もうちょっとつけくわえさせていただきます。いま井下田先生には随分持ち上げていただいたんですけど、いま大阪市の関係で言いますと、大阪市政調査会の会長というのを3年ぐらいやっており



ますが、この大阪市政調査会というのは、大阪市労連がつくっております研究機関というより、むしろ編集機関かな。『市政研究』という雑誌を出しております。いま175号になります。1960年ごろから市労連としてそういう機関誌をつくっていて、学者・研究者の業績になる、そういう意味での機関誌としては、関西でも結構有数のものがあります。東京には、東京都政調査会がありましたけど、これはいわば政治機関でしたから。東京市政調査会というのがありますよね。これは現在もあって、いま名前変わりましたが、日比谷公会堂の中にか、むしろ日比谷公会堂を管理しているのが東京市政調査会で、『都市問題』という雑誌を出しています。これと名前は似ていますが、ちょっと性格が違います。大阪市労連というのは、市職労と市従と、交通、それから市大労組、学給労などで構成しています。

## 橋下市長は何を始めているか

橋下さんというのは自分で言っていますけれども、しつこい。この講演がはじまる前に話題になったのですが、半年たったから、そろそろほとぼりが冷めて飽きているんじゃないかと思いがちですが、そうならないのですね、しつこい。表1の略年表の5月25日というのが下の方にありますが、2つある下の方ですね。「大阪市の勤務実績の5段階相対評価や分限免職規定の明確化を盛り込んだ職員基本条例と、教育行政への市長の関与を強化する教育行政基本条例が市議会本会議で成立する」というふうにしまして、特にこの場合には“5段階相対評価”を入れるというのが争点だったのですけれども、それを公明党も含めて入れました。これは職員の評価で言いますと、相対評価は非常に大問題でね。つまり5段階評価して上の5%から15%、20%とつけて、最低ランク5%とつけなければいけないのですね、相対ですから。必ず5%の最低評価が出てくるわけです、絶対評価であればね。これは、「みんな、ようやっておるわ」というので全部2以上つけてもいいのですけれども、相対評価ですと1はつけなければいけない。です

から必ず毎年この5%が出てきまして、これが2年連続で、相対評価で最低評価を受けますと免職処分も検討する。

好きなんですよ、これ、橋下さんというのは免職というのが。分限免職、あんなに分限免職という言葉を出す人いないね。だけどそれはね、職員にとって非常に厳しいです。根底から存在を揺るがされます。それが条例化されまして、これは他市に波及する可能性があるんです。大体、相対評価をやっとうまくいくようなら、絶対評価に戻ってきていませんよね。それを、また蒸し返しまして、相対評価を入れて提案した。これは3月の議会では通らなかったとか、条例化ができなかった。いろいろ議論がありまして、市の中でも議論があったわけでね、それを3月から4月まで2ヶ月ぐらいで相対評価を入れるということでもとめた。

それと、これはここに書いてありませんけれども、実はこれでもって、もう一つ。地方公務員法に関連しまして、地方公務員法を超えるような政治活動規制を条例化しようとしている。7月のときに出します。これは国家公務員並みの政治活動禁止、地方公務員法には禁止はしていない範囲まで、国家公務員法と同様の規制を条例で行う。それに違反したら分限免職。だから、いまでは地方公務員の政治活動の場合は、個人の思想信条の問題としてかなり緩いわけですね、国家公務員と比べるとね。それを国家公務員並みに、地方公務員法を超えて規制しようとしています。

これは現在の市議会の情勢ですと、維新の会は過半数に達しておりませんが、公明党と組むことができましたので、公明党と維新の会と組めば通ります。公明党は維新の会とどういう取引をしたかという、御存じのとおりですが、大阪の小選挙区の公明党候補に対しては、維新の会は対立候補を出さないという約束をした。2月ですね。公明党の方は、みずからの議席を守るために維新の会と手を組むということで、橋下与党になったんですね。これでもって多数派工作ができました。さて現在は、橋下さん及び大阪府知事・松井さんの連合部隊と公明党とが手を組んでいるという構

表1 略年表

| 年 月 日      | 出 来 事                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2011年      |                                                                                                                                                                                 |
| 11月27日     | 市長当選                                                                                                                                                                            |
| 12月5日から9日  | 大阪市の政策企画局から総務局まで26部局のヒアリングと改革の指示                                                                                                                                                |
| 12月15日     | 関西経済同友会との会談、行財政改革と成長戦略について合意                                                                                                                                                    |
| 12月19日     | 市長就任                                                                                                                                                                            |
| 12月23日     | 大阪市戦略会議(市長、副市長、都市改革室理事、市政改革室長、人事室長、政策企画室長、総務局長、財政局長、計画調整局長、区長代表(東成区長、西区長)<br>・緊急事項の検討の場について(政策企画室、契約管財局、計画調整局、建設局、港湾局、市民局、情報公開室、交通局、水道局、教育委員会事務局、消防局、危機管理室、各局終了後査察部隊の創設等)       |
| 12月24日     | 大阪市戦略会議(健康福祉局、子ども青少年局、ゆとりとみどり振興局、経済局、中央卸売市場、指定管理者の指定等、環境局、都市整備局、病院局、監査・人事制度事務総括局、会計室、総務局、市政改革室、財政局)                                                                             |
| 12月27日     | 大阪府市統合本部設置、第一回会議(松井一郎知事、橋下徹市長、副知事、府と市のプロジェクトチーム長、上山信一慶応大学教授、堺屋太一氏、古賀茂元経済産業省大臣官房付き、原英史政策工房代表)                                                                                    |
| 12月28日     | 大阪市議会本会議で施政方針演説「グレートリセット」<br>大阪市改革プロジェクトチーム(リーダーは市政改革室長、サブは人事局長、総務局長、政策企画局長、市民局長、財政局長、契約管財局長、市政改革室理事)発足                                                                         |
| 2012年      |                                                                                                                                                                                 |
| 1月6日       | 大阪府立大と大阪市立大が統合に向けた法人統合検討協議会を設置                                                                                                                                                  |
| 1月12日      | 11日締切の公募区長に1161人が応募。(12月18日募集)。8月に就任予定。それまでに24人の区長を選任し、新しい区長権限を定め、事務の引継ぎをしなければならない。                                                                                             |
| 1月31日      | 大阪広域水道企業団は首長会議で、2013年度の大阪市加入を受け入れる方針を決めた。                                                                                                                                       |
| 2月10日から16日 | 野村修也弁護士(特別顧問)のチームが、パソコンでの職員個人名あてのアンケート調査。府労働委員会から不当労働行為(支配介入)の疑いで22日に調査停止勧告を受けた。4月に収集した資料は野村氏が破棄。                                                                               |
| 2月15日      | 西成区特区構想プロジェクト会議第一回会議。リーダー西成区長、サブ市民局長。プロジェクトメンバーは政策企画室理事、環境局長など13名。                                                                                                              |
| 2月16日      | 政府の地方制度調査会第7回専門小委員会に橋下市長が出席。「大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けて」。西尾委員長等と意見交換。林文字横浜市長、阿部川崎市長は特別自治市について説明。                                                                                      |
| 2月17日      | 大阪市戦略会議で「市政改革プラン 新しい住民自治の実現に向けて 基本方針編」を決定。<br>この「市政改革プラン」における市民協働の取り組みについては、これまでの「なにわネットササンス2011」を継承。                                                                           |
| 2月19日      | 「新たな区移行プロジェクト」第1回会議。山田宏元杉並区長、佐々木信夫中央大学教授、金井利之東大教授、土居丈郎慶応大教授。他に中田宏元横浜市長、橋下市長。                                                                                                    |
| 2月28日      | 大阪府公館で橋下市長と松井知事が香港のカジノ運営会社のCEOと懇談。誘致に向けて協力することで合意。                                                                                                                              |
| 3月10日      | 大阪維新の会は衆議院選挙向けの公約集「船中八策」の「たたき台」を公表した。これから固めていく。首相公選、道州制、地方交付税制度廃止、参議院の廃止に向け憲法改正。                                                                                                |
| 3月15日      | 公明党と維新の会は職員基本条例案と教育関連2条例について大阪市議会への提案は5月議会に持ち越すことを決めた。<br>政策企画室編集発行の「都市問題研究」誌は24年春号で終刊。                                                                                         |
| 3月16日      | 「新たな区移行プロジェクト」第2回会議。                                                                                                                                                            |
| 3月18日      | 大阪府市の「エネルギー戦略会議」(座長＝植田和弘京大院教授)が6月の関西電力株主総会向けの提案骨子案を大筋了承した。<br>絶対的な安全性の確保、可及的速やかな全原発の廃止、代替電源の確保。                                                                                 |
| 3月20日      | 大阪市淀川区区民センターで「学校選択制」と「中学校給食」についての区の呼び掛けによる住民集会。「なぜ急に学校選択制なのかなど。区長が決めるというのが公的な議論の場は保証されるのか。                                                                                      |
| 3月24日      | 大阪府議会は教育行政基本条例、職員基本条例を可決。                                                                                                                                                       |
| 3月26日      | 府市統合本部は「都市魅力戦略会議」を開き、観光推進の司令塔となる「観光局」、芸術・文化の企画、評価に専門家を活用する「アートカウンスル」、水辺環境づくりをすすめる「水と光のまちづくりオーソリティー」の3つの組織を立ち上げる計画をまとめた。<br>大阪市戦略会議「保育所の入所措置の透明化」「職員人事マネジメント」「要望等記録制度の改正」について協議。 |
| 3月28日      | 市議会本会議で「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例」可決。2015年までの大雑把な工程表も提示。大阪府議会でも同条例を可決。                                                                                                             |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月末        | 特別顧問、特別参与は50名。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4月3日       | ・予定していた第3期大阪市地域福祉計画は策定せず、これからの区で推進する地域福祉事業の指針(大阪市地域福祉推進指針)を24年度の早い時期に策定する(地域福祉課企画グループ)。一方でアクションプランの推進は支援。                                                                                                                                          |
| 4月4日       | 「新たな区移行プロジェクト」第3回会議。                                                                                                                                                                                                                               |
| 4月5日       | 大阪市改革プロジェクトチーム「政策・事業の見直し(試案) 市役所のゼロベースからのグレートリセット」を公表。430事業、追加13事業。2014年度までに548億円の削減。                                                                                                                                                              |
| 4月10日      | 大阪市交通局長になった元京福電鉄副社長の藤本昌信氏。今年度末の市バス事業の赤字は42億円で地下鉄からの補填も要請。運転手の給料カットも38%でなく3割も。民営化は簡単でない。                                                                                                                                                            |
| 4月16日から19日 | 「政策・事業の見直し(試案)」の各区・局とのオープン議論。対象は41事業で述べ20時間。これには橋下市長は全部出席。                                                                                                                                                                                         |
| 4月18日      | 市戦略会議「平成24年度 市政運営の基本方針」を決定。                                                                                                                                                                                                                        |
| 4月26日      | 「新たな区移行プロジェクト」第4回会議                                                                                                                                                                                                                                |
| 4月27日      | 「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」第1回会合。知事、市長、府議会、市議会から20名。                                                                                                                                                                                                      |
| 5月9日       | 大阪府と大阪市は9日、東日本大震災での岩手県内のがれきについて、同市が管理する大阪湾の人工島「夢洲」の北港処分地を最終処分場とする方針を固めた。                                                                                                                                                                           |
| 5月10日      | 府市、信用保証協会について、府の協会が市の協会を吸収合併する統合方針を固めた。市協会の役職員について退任や減員を進め、2015年度までに合併完了を目指す。                                                                                                                                                                      |
| 5月11日      | 市政改革プランの素案がまとまる。試案で廃止方針が示された学童保育運営補助金は当面存続。同じく廃止とされた長居障害者スポーツセンターも建て替えまでは存続。区民センター(34館)の存続。一方で男女共同参画施設クレオ大阪5館は14年度までに全廃(区役所に機能移転)、人権博物館(リパティ大阪)も廃止に向けて検討とされた。来年度から補助廃止。事業見直しで488億円削減(当初案は548億円)。                                                   |
| 5月15日      | 大阪市交通局は15日、交通局労組との団体交渉で、8月から来年3月まで、管理職以外の職員6500人の給料を5-20%削減する方針を伝えた。市営バスの赤字解消がねらい。                                                                                                                                                                 |
| 5月16日      | 市営地下鉄の助役が全面禁煙の規則を破って駅長室で喫煙した問題で、局は15日、助役を停職3ヶ月の懲戒処分に。橋下市長は懲戒免職を求めている。局長は民間出身。                                                                                                                                                                      |
| 5月21日      | 大阪「子どもの家」消滅危機。子どもたちの最後の駆け込み寺になっている。現在市内に30カ所ある。PT案では補助金を廃止、留守家庭児童対策事業に移行するとしているが、これには月に2万円かかる。(京都新聞)                                                                                                                                               |
| 5月23日      | 団体交渉において「新たな労使間ルール及び給与制度改革」について提案。管理運営事項について労働組合との意見交換禁止。組合無給職免の廃止。組合活動のための会議室の使用も廃止。組合との本部交渉前の有給職免の廃止。技能労務職員の給与水準を民間の同一職種の水準を考慮して国の行政職俸給表(二)に切り替える。7月に条例案を議会に。<br>大阪市が教育委員会を除く全職員3万7千人に義務づけた入れ墨の有無調査について、市労連の弁護団は22日、人権侵害にあてるおそれがあるとした提訴する検討を始めた。 |
| 5月24日      | 「新たな区移行プロジェクト」第5回会議。公募区長を部長を指揮するシティマネージャーとする案が提示される。                                                                                                                                                                                               |
| 5月25日      | 民主党のワーキングチームは24日、大阪都構想を後押しする法案の修正案を固めた。地方の裁量を高める橋下市長に配慮し、国の関与を限定的にし、特別区の事務配分や税財源配分などで国が法制上の措置を講じる必要がある場合に総務相の同意が必要とする。6月5日に党として決めた。単独で上程し、自民・公明と修正協議に。「市長は教育委員会と協議し、市議会の議決を経て、教育振興基本計画を定めなければならない。」                                                |
| 5月25日      | 大阪の私立高校、20校が定員オーバー。私立高校の授業料無償化を始めて2年目で95校の内20校で在校生の合計人数が収容定員を超えている。私学35校と府立の17校が定員割れを起こしている。                                                                                                                                                       |
| 5月25日      | 大阪市の勤務実績の5段階相対評価や分限免職規定の明確化を盛り込んだ職員基本条例と、教育行政への市長の関与を強化する教育行政基本条例が市議会本会議で成立。職員条例は維新、公明、自民の賛成。教育基本条例は維新と公明の賛成。                                                                                                                                      |
| 5月29日      | 府市統合本部は29日、「大阪消防庁」を2015年4月をメドに発足させる計画を示した。市消防局と府内の他の市町村消防を一体化させる構想。同じく大学と病院の統合について協議。<br>同じく「近現代史の教育のための施設について」。「新しい歴史教科書を作る会」などの主張と従来の歴史観とを並列して見られるようにするという。橋下市長はこの任期中に作りたいという。                                                                   |
| 5月30日      | 関西広域連合は30日、限定的再稼働を事実上、容認する声明を発表。「うわべのことばかり言ってもしょうがない。事実上の容認だ(31日)」。4月13日の「民主党には代わって貰う」などから、転針。                                                                                                                                                     |
| 6月4日       | 野田改造内閣発足。国土交通相羽田雄一郎、農相に郡司彰元、防衛相に森本敏拓大教授、法相に滝実。                                                                                                                                                                                                     |
| 6月5日       | 府市統合本部第11回会議。府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の現状と統合案の検討。府立産業技術研究所と市立工業研究所の現状と統合案。                                                                                                                                                                               |
| 6月6日       | 廃止案となっている「市民交流センター」の利用者ら500人が5日、市役所の周りを手をつないで困む「人間の鎖」で、存続を訴えた。沿革は隣保館で市内に10カ所、多世代の市民交流を目的。10億円の削減効果。                                                                                                                                                |

図です。大阪府議会は維新の会が過半数を取っていますから…これも大問題なんですね、何でもできます、いま。

## 橋下政治は

### 社会の潮流の一部を代表している

そういう点では、現在の橋下政治というのは、実は波及力がすごくありまして、いまの政治というか、社会潮流の一部をうまく代表しているんです、彼は。だから半年過ぎたら大丈夫だろうというのは、それは全くの何というか希望的観測です。彼のいろいろな言動を許しているとか、支持している社会的潮流が厳然としてあって、その上で政治していますね。特に彼の場合はツイッターやりますからね、常にそういう支持者というかな、大体60万フォロワーはいるそうですから、その上でツイッターをやりながら考えていますね。

今後の大阪市政を見ていく上でポイントとなっているのが、本年8月に“公募区長”が任命される、という動きです。公募区長には、1,200人ぐらい応募がありました。昨年12月18日から公募して、最初はなかなか応募がありませんでした。締め切ったのは本年1月でしたが、最後の締め切りときに、どっと応募があり、1,200人ぐらいになりました。大阪市は24区ありますので、区長は24名必要です。最初の論文審査で絞ってきて、いま45名ぐらい残っていると思います。最終の面接を行っているようですが、7月に決めて、8月に区長が着任するわけです。

公募区長というのは、いままでの区長と違って、実は局長を指揮できる区長という制度を設計しています。24区というのを将来的に中核市並みの8から9の基礎自治体に再編成すると言っています。その前段として、現在ある24の区を基礎自治体的なものに変えていくために、区長権限を大幅に拡充して、局長クラスを指揮監督できるようにしようとしています。現在、新しい区に関する検討委員会で議論していますが、どうも、内部の規定によって区長にシティーマネージャーを兼ねさせるようです。局長を指揮監督できるシティーマネージャーとしての区長というのを置くようです。そ

のときに、公募区長を持った24区の権限がどうなるかというのが1つの焦点となります。

## 市役所内の分権の議論は元々あった

話として橋下市長は、現在の大阪市の体制を基本的には変えない、というふうにも行っています。大阪市というのは、よく言われますが、非常に集権的な都市ですね。戦前から、ずっと都市政策をやってきました、千葉市なんか目じゃないぐらい、がりがりの官僚組織なんですね。そういうのを“中之島”とって、市役所は中之島に本庁がある。今から20年ほど前までは“中之島”から区には異動する職員は居なかったそうです。人事配置がそうっていなかった。区役所に配置された人間は、一生“中之島”に行けなかったようです。

1995年に分権の議論が始まって、法律ができたときに、自治労大都市共闘<sup>\*1</sup>は政令指定都市をずっと歩いて議論して回りました。これは今から考えると随分おかしかったのですけれども、“分権十字軍”とっていました。反省していますけれど。そういうふうに各市を見ていくと、大阪市の特色はね、飛び抜けて高卒が多い。大卒が少ない。そういう点では、大卒というのはすごくエリートだったんですね。それが“中之島”という官僚組織をつくっているように見えました。これは我々としても、市職労としてもですね、あるいは市労連としても、どうやって“中之島”を解体するかとか、官僚組織をどういうふうに分権化してって、あるいは市民的に変えていくかというのがテーマだったわけですね。優秀な諸君が集まっていますからね、そういう意味では命令系統はよくできているわけですよ。区役所の意向が、うまく上がっていかないしね。そういう問題があったので、都市内分権が大きなテーマだったのですけれど…。

ただ、その場合に我々も、24区の区長をどうするかという議論までなかなかいってなかったのです。権限委譲の中身まで議論できなかったのです。

<sup>\*</sup>1 自治労都区・政令市共闘会議の略称。全国の政令都市の単組でつくる団体。

市としては、やっぱり市民参加をどうするのかと議論したのですけれども、その場合職員参加も含めてね、そういう議論をしてきたのですが、区長権限をどういうふうに、基礎自治体の市長権限に近づけていくかという議論をしていなかったのですね。そういう点ではやはり、この橋下さんの提案というのは、実は大都市問題における自治体のあり方については、一つのポイントをついていることは確かなのです。地方自治をめぐる議論での大都市論では、基礎自治体に分割した方がいいのじゃないかという議論があって、特に東京23区って、いま巨大過ぎて…。世田谷区とか大田区なんかは本当に大きいので——40万とか60万ですからね——これが本当に区でいいのかという議論があるのは事実です。区を基礎自治体に分けた方がいいのじゃないかという議論が昔からあるわけですね。それを「大阪市解体」という政治過程に乗せてしまったのが橋下さんと言ってもいい。ですから、地方自治を議論する人の中でも、「やり方とか、人物が気に食わないけれど、言っているのはおもしろいじゃないか」という意見が、一方にあるのは確かなのですね。

はい、それで8月に、どんな区長権限を持った公募区長を設置できるか、これがポイント。ただ新聞記者はそこに気がつかないかもしれないから。ぜひ大阪市役所のホームページを見て、「大阪市政改革」というのがありますから、そこを見ていただきますと全部載っています。議事録も載っていますから。公開度はかなり高いです。読んでいただければ、橋下市長が出てきて何を言っているかも書いてありますからね。それは読んでいただければいいと思います。

橋下さんはよく議論するようです、市の職員と。議論するというのは要するにね、何というか、記者会見なんかでかなり威嚇的なことを言いますが、市の職員と話するときは結構フレンドリーに話していますからね。話ししやすいですよ、きっと。ただ彼は本当にね、「私は政治家なので、行政はわからないから頼むよ」という感じです、基本的に言うと。そうするとやりやすいよね、上級公務員は。また話の理解が早いと言います。

特に僕が、最初に彼が大阪府知事になったときに感心したのは——やはり11月の選挙だったかな、当選して最初にやったのはね、12月の確定闘争の団体交渉です、府労連・府職労との。これは御存じの方もいると思うのですが、府労連・府職労との確定闘争で団交がありましてね、彼はその2つにつき合ったというか、いやむしろ先頭に立ってやっている。大体そうですね、団交のときに出てくるのは普通は総務部長か副市長かですが、彼は先頭になって出てきて、中心になって議論している。確か府職労が、夜の11時から朝の6時まで。2時間休んで、8時から11時まで府労連とやっていたと記憶しています。これで組合は、「ありがとうございました」となりますよ、それは。きちんと議論した感じになりますから。

その辺はまた、いま変わってきていると思います。しかし、そういう点で例えば、市役所の行政レベルの議論を結構リードしていると思います。その飲み込みのいい理解力と判断で議論ができるというふうに思わせるところがある。多分、役所の局長・部長クラスも半分程度はそう感じていると思いますよ。だから進みますよ、大阪市政改革は。着々と進む。動き出したらね、官僚組織だから。そういう点で相当のものが出てくるかもしれない。

## 大阪都構想の現実化

さて、話を戻します。2011年11月27日の大阪府知事選挙と大阪市長選挙のダブル選挙で、これも相当大きな問題でした。実は“大阪都構想”というのが出たのは2011年1月です。まだ1年半そこそこしか経過していません。最初、「大阪都構想？何言ってるの？」と、みんなが感じたと思います。それでも、しばらくはアイデアで止まっていた。変わり始めたのが、2011年4月10日に行われた統一地方選挙からです。大阪府議会議員選挙と大阪市議会議員選挙が行われましたが、府議会議員選挙で、だれも予想しなかったような結果となりました。府議会では「維新の会」が過半数を占めました。これは、やった方もびっくりですし、周りもびっくりしました。民主党は大敗。一番被

害が少なかったのは公明党です。自民党も大打撃を受けました。そのときから“大阪都構想”が現実化してきました。それから約1年半しかたっていないませんが、相当のスピードで進んでいます。橋下市長は、自らの任期中、すなわち2014年11月までに大阪都構想を実現したいということで動いております。橋下市長が動くとも市役所も動くようになっていきますから、どこまで進んでいくかわかりませんが、相当に進んでいくと思います。

もう一つの問題は、都構想を実現するための地方自治法、ないし特例法の改正が必要ですので、それをどうするかということです。都構想をつくる仕組みが多分できると思います。民主党の案と、それから自民党・公明党の案と、みんなの党の案とありますが、主としてはこの2党ですね。自・公と民主党の案ですり合わせをして、きょうですか、“社会保障と税の一体改革”で合意ができていますので、20日に最終的に提出するのかな、党首会談でね。民主党の中がガタガタに割れなければ、増税法案は通る。21日には可決されるのでしょうかね。それはちょっと日程的にまだ不確定かと思いますが、会期延長しますね。多分、今国会中に成立させると思います、増税法案は。とすると、1ヶ月延長すると、1ヶ月の間にこの都構想法も協議が成り立って、成立するのではないかと思います。民主党の担当は、北海道ニセコ町出身の逢坂議員ですが、民主党も自・公とも、それから他の野党も、橋下さんにはいい顔をしたいので、何らかの妥協が成立して、多分、今国会中にできるのでしょうかね。成立する。法律としては小さいですからね。とすると、要するに法的母体は一応できるわけですよ。具体的な権限委譲は——権限委譲といっても要するに市役所の中の話ですからね——簡単なのです。実際、仕事が回るかということとは別に、簡単なのです。ということで、進んでいくのではないかと思います。

## 橋下支持は根を張っている

それで、その最初のところですが、まずどのぐらい票数だったかを確認しますと、75万票と52

万票だったのです。これについて橋下さんは「ダブルスコア」と言っていましたから、ちょっと少なかったかと思っていだせよう。平松さんの方は52万票ですが、これについては多い、あるいは「ようやくやった」という感じじゃないですかね。何といっても52万ですから、結構手ごたえあります。

平松さんはどうしているかといいますと、現在は政治勉強会をやっていまして、再起するつもりです。ですから、よく会議とか集会に顔を出しています。平松さんはその準備はされているのでね、もし橋下さんに不測の事態でもあれば、出るつもりではないでしょうか。52万票ありますのでね。ただ、この票の中身はまだよくわかりません。はっきりしているのは52万票の中身は、相当高齢者が多いだろうということです。72万票は、若い人が多いということです。そういう傾向がありそうですね。

現在はどうか…ちょっとわかりませんが、2月段階での世論調査では、橋下支持が70%ちょうどです。70%ちょうど。これは高いか低いかというと、橋下さんは一番高いときは80%ありましたからね、府知事のとときに。そういう点では、「まあそんなもんやろ」という感じですが、70%というのは選挙のすぐあとですからね。いま数ヶ月たっていますから、多分下がっていると思います。いまやったらねと思いますが…。いま一番高い支持を持っているのは、鳥取の平井さんですね。鳥取県知事の平井伸治さん、若い方ですが。この方が大体コンスタントに72~3%です、支持率が。知事でいいますと70%は高い方じゃない。高いというか、ありえるわけですね。特別高い数字ではないのですけれど、これが一体、どう変動するかということです。だけど大阪市に行ったらですね、「あ、7割支持やな」と思って歩いた方がいいですよ。

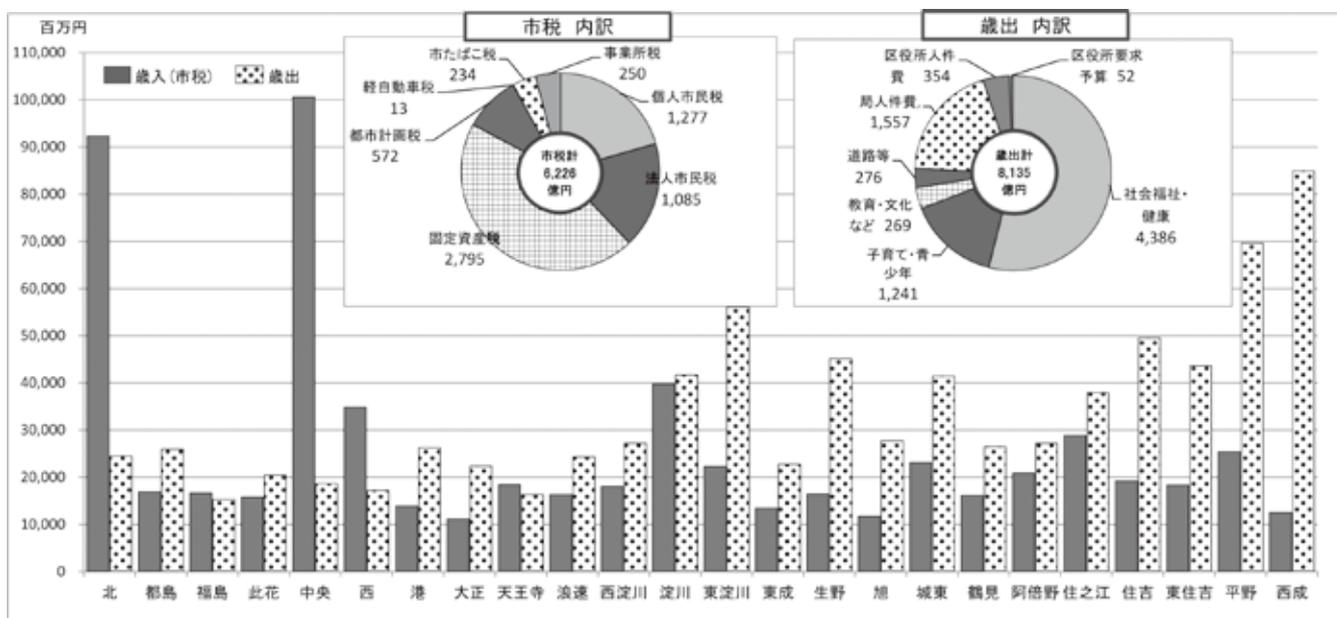
僕はいま京都市の方で“あったかサポート”というNPO法人のお世話をしています——お世話というか、お世話されているかもしれませんが。これは社会保険労務士を中心にした、労働相談とかをやるNPO法人なのです。今ちょうど労働問題で、例えば、湯浅誠さんなんかを講演に呼んだりしているのですけれど。その中の理事の一人で

有力な人ですが、この方が大阪に本拠のある中小企業経営者で、彼が熱心な橋下支持者でね、飲むたびに「澤井先生は反対だろうけれど…」と言うのですよ。ぼくの方も「そうは言うけれど、おかしいところはおかしい」なんてやりとりになる。飲み会ではそういう話になります。

図1を見てください。この会場にいるほとんどの人は、大阪市の区を知らないと思います。図1のとおり24区あります。24区って覚えられませんよ。私は、東京23区に随分長くいたのですが、ときどきどこか飛ばしてしまいます。この図の真ん中あたりに生野区というのがあります。ここは貧乏な区です。グラフのグレーの棒が平成23年度当初予算における歳入（市税）です。生野区内には、環状線の鶴橋という駅があります。ここは人口の2割が在日韓国・朝鮮人の永住者です。鶴橋に行きますと、それこそチマチョゴリを売っている店がたくさんあります。それこそ朝鮮・韓国料理が幾らでも食べられます。

その生野区の社会福祉協議会、生野区社協ですね。その区社協の総会があって、総会というか施設連絡協議会というのがありまして、全部で60ぐらい施設があってね…福祉施設が、保育所とか、特養とか。そこの総会に話をしに来てくれと。つまり、橋下市政のこれからはどうなるか話をしてくれ。僕の方はその地域がわからないので、地域のことをしゃべるといのは難しいのですけれどね。そこら辺は客観的なことを言おうということでお受けしました。話しの後で、70歳ぐらいのリーダーのお一人から意見をいただきました。「先生、そうはおっしゃるけれど、私は橋下支持で…」と、こう言う。「いいことやってまっせ。市役所、変わりつつありますから」と言うのです。だから民間の施設が集まる中で、50人ぐらいいらっしゃった中で、そのリーダーの人がそうおっしゃっていることは、支持者が結構いらっしゃるということですよ。もしかしたら多分、普通の市民に比べてずっと反橋下、橋下のやり方に反発している

図1 大阪府行政区別予算



■ 区別税目別市税収入算出の考え方

- ・市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の合計額
- ・平成23年度区別市税予算額については、一部平成21年度区別市税決算額(収入額)で按分して算出
- ・区別市税決算額(収入額)については、原則、各区で収入を計上しているが区で按分して算出。ただし、個人市民税(特別徴収)は住所別に推計。法人市民税・事業所税は従業員数で按分。市たばこ税は人口で按分。

■ 歳出予算算出の考え方

- ・一般会計歳出予算のうち、社会福祉・健康、子育て、教育・文化、道路関連などの経費を計上
- ・区の特長や実情に応じて区役所が独自に計上した経費、区役所職員の人性費など
- ・計上しなかった経費としては、大阪市全体として取り組むべき事業(施策策定やシステム構築など)の経費のほか都市計画や交通、消防、上下水道などの都市生活基盤となる整備経費(道路関係経費の一部は計上)。天王寺動物公園など全市のな利用に供する施設の管理運営経費や、施設の建設や修繕工事経費など

※ 一般会計：国民健康保険事業等の特別会計除く

人が多いと思うのですが、そこでもそういうふう  
にきちんと議論が出てきますのでね。普通やっぱ  
り環状線、大阪市内の環状線に乗ったら、ほとん  
どある意味で「橋下さんがええな」と思っている  
人が多いと思っていんじゃないかな。とくに若い  
人は。だから大学の先生困ってますね。関学や  
同志社もそうだし。要するに社会科学系で行政学  
なんかやっている先生方は何か批判的なのですけ  
れど、でもほかの学部だったら多いですよ、橋下  
支持、若い人は。サークルもできています。政治  
活動やっていますから。

さて、ですから雰囲気として言えば、やっぱ  
り「何か変えてくれそうや」と。「橋下さんだっ  
たらやってくれませ」という感じですね。「お  
もしろいやん」というものもあります。そういう軽い  
ノリも含めて。府知事時代から5年くらいたっ  
ているでしょう。次から次にいろいろ出しますの  
でね、「なかなか変わっているな、変えてきてい  
るな、変えてくれているな」という雰囲気は持続  
している。そういう報道も多い。よく見ると根拠な  
いんですけれどね。ということで簡単に橋下人気  
が落ちるとは、今の大阪では思えない。それは大  
分、他の地域とは違うと思います。

## 大阪府市統合の動き

2011年12月19日に、橋下氏は大阪市長に就任し  
ますが、市長就任前の12月5日から9日までの5  
日間かけて、全部局のヒアリングを行っています。  
全部局の局長・課長を呼んでヒアリングをして、  
全部それに対して各局ごとの課題を洗い出しまし  
た。1日かけて、計5日間毎日やっているのです。

その流れはですね、まず第1番目。「大阪府と  
大阪市の、主に広域行政権限の統合・再編、指定  
都市権限の府への集中」というのを進めています。  
そうですね、最近になってあるのは、例えば  
信用保証協会ですね。府と市と両方あるわけです  
が、それを府に吸収合併するというのは決まりま  
した。それから海外事務所は、全部府に統合、市  
は廃止。それから東京事務所ですね。大阪市の東  
京事務所は東京市政調査会の方であって、大阪府

の東京事務所は都道府県会館にあるのですけれど、  
市政調査会の方の、大阪市政調査会事務所は廃止  
して、都道府県会館に統合すると。人員は減らす  
ということです。もうそれは決まって、進んでお  
ります。

業務が進んでいるといえば、大きなものは大学  
の統合ですね。府立大と市立大がありますから。  
これはすでに1月に、統合本部が大阪府と大阪市の  
学長同士でできていまして、これはわりに早く  
進むのではないのでしょうか。巨大な大学ができ  
ますから、一応、府立大も市立大も統合の歴史で  
すからね。いろんな大学を統合して、できてきて  
いるのですからね。だけど、その辺は両方とも大学  
の本部がやっているの、府大の先生と市大の先  
生は蚊帳の外で、「どうなるのかな」と言ってい  
ます。まあ身分は保証されるでしょうから、わ  
りとはっきりとしたら「何か言うところは言おう  
か」というような感じですね。首都大学は大打撃  
を受けましたが、そこまでは行かないかもしれま  
せんが…。むしろ大学がイニシアチブ取るかもし  
れませんし、わかりませんが…。ただ、学生に迷  
惑はかかる可能性はある。定数の削減とかがあり  
うるのでね。市大、府大のいいところを選んで  
か、どこか悪いところがありますから、そこを切  
らなくちゃいけないとかという話になりますので、  
統合の議論とか学部の統合というのが出てくるで  
しょうね。だんだん、そういうリアルな問題に  
なってくると思います。

大阪府と大阪市の、主にこういう行政機関の統  
合再編と言っていますが、要するに大阪市の政令  
指定都市の機能を解体して、府に統合するという  
集権化の過程が進んでいる。大阪府は焼け太りで  
す。市の職員が大阪府に移る場合もあるでしょう  
が、当面のところ、都ができるまでは3年間ぐら  
いそれが進んでいくわけです。

## 民営化と市場原理の活用推進

それから2番目が、「民営化、市場化、競争原  
理の活用の推進」。これは違う原理で進むのです  
ね。ですから、さっきの職員の評価もそういう基

準ですよ。成果主義を徹底しまして、競争原理を職員の中に入れていくということになりました。典型的なのは——やっぱり、これは教育改革に関わりますけども——要するに学校選択制の全面導入ですね。小・中学校、つまり大阪市立の公立中学に学校選択制を来年度から導入すると。これは24区ごとに、区ごとにやるということです。その学校選択制のあり方については、どういうくりにするのか。いろいろ種類があるわけですから。東京では区がいろいろやったわけですが、それを参考にして各区ごとに決めていくということで進んでおります。これは要するに競争原理、学校間競争原理の導入ですよ。それでもって、大阪府は学力テストで最下位ですので…沖縄についてブービー賞ですね。それは大きな課題なので、学校選択制の導入で学力を上げていこうというような議論をやっております。問題は学校間にどうやって競争を入れるか。だめなところはどう切り捨てるか。これは府立高校についても府の方はすでに入れてきはじめて、来年度から入れるのかな。

問題は、例えば西成高校ってあるのですよ、これはそのさっきの西成区にあるのですが、西成区って釜ヶ崎のあるところですよ。東京で言えば山谷のある台東区とかね、横浜の寿町とかいうところ。もっと、ある意味でいうと大規模ですが…。その高校は要するに底辺高校もいいところで、けど頑張っているんですよ。ほかの高校に行けない、でも学校に行きたいっていう子を集めて、きちんとやってきて非常に苦労してね。“学校に来ることを習慣づける”ということから含めてやっているところなのですけれど、これが定員割れしているわけです、ずっと。定員割れ3年で廃校ですから、府の基準案が。このままだと廃校になってしまうと不安が広がっています。

特に去年、大阪府の場合は、義務教育無償化でもって、子ども手当が入りましたね。公立高校も無償化しましたよね。大阪の場合は、それに加えて橋下知事のとときに公・私間の競争を発展させるという意味で、私立高校の授業料も無償化した。これは私立にとって非常にいいことですが、何が起きているかということ、一部の私立高校に子供が

集中しまして、府立高校の定員割れが起きている。だから私立と府立の競争が成立しているわけ。そうすると、大阪のような学力テスト水準が低くて、授業に困難のある学校が廃校になっていくと、そこに来ていた子供が行き場がなくなってくるという問題はすぐ出てきますね。それについては今のところ、橋下さんは何もまだ言ってないのですが…すぐ出てくる問題です。

このように、民営化・市場化から競争原理の活用というのを入れて来ても、それに大きな抵抗は出てこないのですよ。というのは、橋下さんに投票した人、70万票というのは、割とこういう市場原理、競争原理になじんでいるのではないのでしょうか。そういう世界にいる人が多いのではないのでしょうか。市場原理に対してきちんとした批判ができていないので、ずるずるといっちゃうというような感じですよ。ね。「いいこと言ってるね」ということですよ。ですから、民営化・市場化・競争原理の活用が、「そんなんけしからん」って言ってもだめなのです。どうしたらいいか、具体的な提案をしなきゃいけない。府立高校のやってきた事実をもっと明確に紹介していく必要がある。そうする中でどこかでガラッと変わる可能性はあるんですけどね。けど、そこのところはまだ見えていません。

## コストカッターとしての特性を発揮

次に、「行財政改革と新しい区移行をにらんだ市政改革」についてです。これはいま、具体的に一番進んでいます。どういうことか申しますと、橋下さんは2011年11月29日に当選して、12月19日に就任しました。ですから、平成24年度予算は、ほとんどタッチできていません。平成24年度予算は、2012年6月までの暫定予算でした。7月から本予算となります。今現在が、本予算の策定過程です。本予算を策定するために進めているのが、“大阪市改革プロジェクトチーム”が行っている「施策事業の見直し」です。全体で、430事業、追加13事業。2014年度までの3年間で548億円を削減するとしており、黒字予算に向けて議論して

いるわけです。3年間で財源不足が約700億円程度出てきますので、まずその財源を確保するために歳出カットを行うとしています。そのような意味では、橋下さんというのはコストカッターです。

「施策事業の見直し」を大阪市のホームページから見ますと、例えば健康局の「大阪バイオサイエンス研究所」というのは、府と統合するという議論になっているはずで、それから「検診推進事業」についても縮小といいますか再編成していく、特に検診を保健センターで行うとしております。議論の中心は、将来の新しい区に向けてどうやって再編成していくかところに置かれています。話としては、大阪都構想というのは、最初まず大阪府と大阪市を統合して、政令市の大阪市を解体した上で基礎自治体に再編成します。すなわち、大阪市の指定都市権限を府に集めてしまいます。大阪市を解体して基礎自治体に再編成するのですが、その場合は大体8つぐらいの基礎自治体にします。ですから、24ある区を3つ程度の区の一つに統合して行って、8つに再編することになります。

2011年春の「維新の会」の区割り案ですと、2012年度中に検討するという前提つきですが、①西淀川・淀川・東淀川、②此花・福島・港・西、③北・都島・旭・中央、④城東・鶴見・東成、⑤浪速・大正・住之江、⑥天王寺・西成・阿倍野、⑦生野・平野、⑧住吉・東住吉、の8区に分けるとなっています。この中で、一番問題なのは、実は6番目です。天王寺・西成・阿倍野という区割りで行くとしていますが、これは天王寺も阿倍野も西成とは一緒にならないと思います。一度、ホームページにこの区割り案を出しましたが、すぐ撤回しました。具体的な区割り案になったら、大問題になります。結局、区割り案については、2013年の夏ぐらいまでかかるのではないかと思います。

今の24区を8区に再編するとなると、保健センターを8つにしなければなりません。検診推進事業ひとつとっても、どうなるのか。保健所は大阪市内に1カ所しかありません。それを8つの基礎自治体にするわけです。基礎自治体で検診しなければなりませんから、そうするとそこに8つの

保健センターをつくることになります。ところが、全体条件としては国には面倒かけないことになっていますから、厚生制度の需要枠はふえないようにしなければなりません。これは難しいことだと思います。いずれにしても、そのようなことを考えながら、公募区長の権限や新しい区をどうしていくのか、検討していくことになりますので、都構想の実現というのは簡単ことではありません。

次に、市民局の関係です。34ある「区民利用施設・区民センター」は廃止です。利用度が低いことを理由にしています。それから市民交流センターも廃止です。「市民交流センター」というのは、“隣保館”です。同和対策事業を行った隣保館ですね。これは市内に10箇所ありますが、廃止です。同じく利用度が低いという理由です。それから「男女共同参画センター」、「クレオ」というのが5館あるのですが、全部廃止です。というようなことが、この4月5日段階で、プレイオフチームの提案で出ています。今、女性たちは署名やデモ行進を行って、頑張っています。千葉市の男女共同参画センターを廃止するとなったらどうしますか。大阪市の「男女共同参画センター」には、全部で10億円くらいかかっているそうです。スポーツセンターのプールについて申し上げると、15あったものを7つに減らすという提案になっています。

その他にも、「キッズプラザ運営法人」、「生涯学習センター」、「音楽団」等の廃止も出されています。大阪市の直営の「音楽団」については、自立できない場合は職員を分限免職にするというようなことも言われています。さすがに、それは撤回しそうですが。そのようなことは解雇権の濫用も甚だしい限りです。

いま問題になっているのは、「コミュニティ系バス運営費補助事業」です。大阪では、“赤バス”と呼ばれていますが、この事業費が現在16億円ぐらいになっています。これを4億円に減らすとしています。コミュニティバスを使っているのは、やっぱり地域の高齢者が多いわけです。それから、「市営交通料金福祉措置」という、俗に言う“敬老バス”ですが、これは予算規模が大きいです。大阪市内では、70歳以上は無料となっていま

す。それを有料化するという議論があって、これはごたごたしています。公明党もぐずぐず言っていますし、維新の会の議員の中からも反対が出てきております。いま出ているのは100円払えとか、3年間で3,000円払えとかいう話になっています。その辺でまとまりそうですけれど。

都市整備局の事業で「新婚世帯向け家賃補助」というのがあります。もう10年ほど実施しています。これは大阪市に住もうという新婚世帯に補助金を出して、家賃を補助する事業です。今年から新しい募集を凍結していますが、これについては議論が分かれています。橋下市長の提案は廃止することになっています。私が見たところ、結構効果はありました。環状線の内側に結構マンションが建ちまして、そこに若い世帯が入ってきます。これは若い人に見たら職住近接ですし、大分助かると思います。それが廃止されると、若い人への影響は大きいと思います。

## 高齢者に冷たく、 若者向けの事業展開を始めるというが

健康局・福祉局の関係ですが、低所得者に対する上水道・下水道料金を免除する「上下水道料金福祉措置」は全部廃止ですし、「障害者スポーツセンター」も、これは2カ所あるスポーツセンターを1カ所にするという議論でした。それから「地域福祉活動支援」ですが、これは地区社協とか地域福祉の“いきいきサロン”とかに補助金を出しています。特に、ネットワークカーと言いまして、子育て支援等のボランティアとして全部で300人ぐらいいます。地域の町会長や社協の役員を福祉推進委員・ネットワーク委員にして、各地区社協からお金を出しています。年間10万円を出していますが、それは廃止となっています。サラリーマンからすると、やっぱり“地域ボス”に対する批判が強いですから、廃止に対して支持が多いです。

次に「市・区社会福祉協議会交付金」ですが、暫定予算では25%一律カットです。25%一律カットに対して、社協が何をしているかといいますと、大阪市社協の職員数は多いのですが、歳出削減のために希望退職を募集し、数十名応募がありまし

た。そのような中で、地区社協活動はガタガタになっていく可能性がある。

「地域福祉活動支援」を詳しく見ていくと、「配食サービス事業」というのがあります。これはボランティアが食事を作るのですが、これを廃止して、ほかに振り分けるとしています。しかし、この事業にかかわるボランティアが1万2千人ぐらいいます。この事業が今、危機的状況となっています。このように、橋下市長は地域福祉活動については冷たいです。いわゆる地域ボス的な動きについて非常に冷たいですし、容赦ないです。結果的にそうなっているのですが、橋下市長の特徴は、高齢者に冷たいです。これまでの市役所の施策が高齢者に—いわゆる“地域ボス”的なもの—偏っていたのかもしれませんが。

一方で、子育て世代に関連する施策は手厚くなっているようにみえます。中学校給食などはその例です。学校選択性もその子育て支援の選択肢拡大という面で同じように捉えられているようです。

ここまで大阪都構想をめぐる流れを述べてきていますが、今までの論点のほかに、エネルギー政策として脱原発をどこまで維持するか、さらに大阪の都市戦略をどうつくるかということが加わります。それから官僚組織、労働組合、地域住民組織の既得権益の破壊という論点もあります。これも一般大衆、特にネットでは受けています。2012年度の当初予算は、経常経費を除いて2012年7月までの暫定としましたが、その中では子育て層への有権者施策として、保育所の待機児童対策に28億円、中学校給食の開始（これは既に選択制で施行が決まっていたもの）、それから中学生までの医療費の公費負担をすとしていました。それから小中学校へのエアコンの設置、妊婦検診の助成拡大等のように、子育て世代への施策は厚いといえますか、よく見えるようなかたちになっています。これはやはり一種のポピュリズムといえると思いますが、自分の票—支持してくれる票—に対して、やっぱりきちんと対応しようというのが出てきています。

一方で、先ほど述べましたとおり「社会福祉協議会への補助金、赤バスの敬老パスの凍結」など

高齢者に手厳しい。それから、文化にも冷たいですね。特に大阪フィルハーモニーの助成などを凍結して、実際上はほとんど無くしていく方向です。それから先ほどの音楽団もそうですね。府と統合となれば、美術館なども統合するのではないのでしょうか。文楽もいじめられています。桂三枝さんが結構文句言っていましたけれど…。昨日か一昨日の朝日新聞に、大阪都構想について3人の識者が書いていました。元千葉大の新藤さんも書いていたけれど、「日の丸・君が代の斉唱時の起立とかに対して懲戒免職になるとか、非常に保守的に見えるけれども、一方でリベラルチックな政策もあるので…」というようなことを話しています。

今まで述べてきましたように、本年の6月議会に、7月以降の本予算を策定します。その中身、どこに本予算をつけたか、に注目してもらいたいです。これは多分、新聞ダネにはなるとおもうので見ておいてください。8月の公募区長がどうなるか、それから7月の本予算がどうなるかで今後の方向性が出てきます。

## 大阪都構想で政令都市権限は府に集中 残りは普通市以下になることも

大阪都構想について、もう少し触れておきたいとおもう。表2の「地方公共団体の主な役割分担の現状」を見てください。これは大阪市のホームページから取ったものですが、表の左の端に「道府県」と「政令指定都市」と「中核市」と「特例市」と「市町村」が並んでおりまして、各行政も上に「保健衛生」、それから「福祉」、「教育」、「環境」、「まちづくり」、「治安・安全・防災」となって、権限が書いてありますね。このグレーになっているのは何かといいますと、これは東京都の区です。東京都の区が特殊なのは、保健所の設置など「中核市」の部分も入っています。「まちづくり」や「治安・安全・防災」の役割は小さいですね。というように、少しいびつになっています。どのあたりを求めて、大阪市を解体した後に基礎自治体に権限を付与するかということは、まだ固まっていません。今、その議論を行っています。先ほど述べたように、もしも中核市並みとなると、基本はやっぱり

保健所がないと中核市並みになりません。いま大阪市に保健所1つしかありませんから、新しい区8つに保健所をつくるとなると、コストがかかります。保健師さんが必要になりますからね。そういうことが可能な、中核市並みっていうけれど、並みだけで中身はないのではないかと考えてしまいます。中核市並みと言葉だけ括弧のじゃないかという感じがしています。ただ、中身がどうなるのってというのは、よく見なくてははいけません。このように表2を見ながら、中核市並みということですが、実は政令指定市並みの権限がきているということでしたらいいのですけれど…。中核市並みといいながら、普通市以下の権限になる可能性も否定できません。特に、府に統合されて政令市の権限がなくなりますから、その後にできる基礎自治体は非常に弱いものになりそうな感じがします。

これを議論している委員会は、表1の年表の2月19日に「新たな区移行プロジェクト・第1回会議」とありますが、ここがその議論をしているんですね。ここが新しい区というか、いまの公選区長の権限をどうするかという議論と、それからそれ以降ですね、大阪都になった場合の新しい区の権限どうするかという議論をここでしているわけです。山田宏さん、元杉並区長さん。それから佐々木信夫（中央大）さんですね。それから金井利之さん（東大）。それから土居丈朗（慶大）さんですね。それに、あとオブザーバーが中田宏さん、橋下市長ということで議論している。実際にはこの山田さんと佐々木さんと金井さんと土居さんで議論しながら、各市の方の局長と区長が出て、大体、いま5回目まで終わったかな、20人ぐらいで議論します。議論の主導権を、どうも佐々木さんが取っているようですね。金井さんがよくしゃべっている。土居さんも結構しゃべっていますが…これは議事録も出ていますので、読んでもらったら、どんな議論をしていたかわかりますので、よく見てください。

だけどこの議論は、むしろ事務局方の議論はどんどん煮詰まっていくと思うのです。区長レベルとか局長レベルの議論ね。それで動いていくと思うのですけれど。

表2 地方公共団体の主な役割分担の現状

(平成24年4月1日現在)

|             | (保健衛生)                                                                                                                                          | (福祉)                                                                                                                                                                         | (教育)                                                                                                                     | (環境)                                                                                                     | (まちづくり)                                                                                                                                                       | (治安・安全・防災)                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>道府県</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>・精神科病院の設置</li> <li>・臨時の予防接種の実施</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校学校級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>・私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>・高等学校の設置管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>・公害健康被害の補償給付</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の指定</li> <li>・市街地再開発事業の認可</li> <li>・指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>                                      |
| <b>指定都市</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の入院措置</li> <li>・動物取扱業の登録</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の設置</li> </ul>                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分に関する都市計画決定</li> <li>・指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>                                |                                                                                                        |
| <b>中核市</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> <li>・飲食店営業等の許可</li> <li>・温泉の利用許可</li> <li>・旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>・介護サービス事業者の指定</li> <li>・身体障害者手帳交付</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の研修</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>・ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>                                                               |                                                                                                        |
| <b>特別市</b>  |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般粉じん発生施設の設置の届出の変理</li> <li>・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>・土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>                                                           |                                                                                                        |
| <b>市町村</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村保健センターの設置</li> <li>・健康増進事業の実施</li> <li>・定期の予防接種の実施</li> <li>・結核に係る健康診断</li> <li>・埋葬、火葬の許可</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の設置・運営</li> <li>・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>・養護老人ホームの設置・運営</li> <li>・障害者自立支援給付</li> <li>・介護保険事業</li> <li>・国民健康保険事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の設置管理</li> <li>・幼稚園の設置・運営</li> <li>・県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の収集や処理</li> <li>・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の整備・管理運営</li> <li>・都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>・都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>・市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>・準用河川の管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・救急活動</li> <li>・災害の予防・警戒・防除等(その他)</li> <li>・戸籍・住基</li> </ul> |

[図20 地方制度調査会 第6回専門小委員会資料より抜粋]

出所：大阪市 <http://www.city.osaka.lg.jp/> 2012年8月5日アクセス より作成

■は東京都の区が実施している事業

## アンケートによる思想調査など 人権感覚を忘れた運営

年表(P7)の3月末と書いてありますが、特別顧問とか特別参与というのをつくりまして、これは3月末の段階で50名。1年ごとに更新していくのだけれど、この中に弁護士が多いのですけれどね。そのほかに、そういった専門家集団がいて、トータルな原発の問題とかね…というのを扱っていますよね。だから都市政策なんか、ごらんのとおり知り合いが結構入っているのですよね。そういう人たちは、「頑張ってるよ」みたいになるのですけど。

それから野村修也さん、弁護士の。国会の原発事故調査委員会の委員かな。コンプライアンスの専門家とかと国会の中でずっとやっていたらしいのですけど。何をやったかという、年表の2月10日から16日と書いてありますが、「野村修也弁護士(特別顧問)のチームが、パソコンでの職員個人名あてのアンケート調査」を行った。つまり、どんな政治活動をしているか、組合活動は何やっ

ているのって聞くのです、パソコンで。各個人あてのパソコンにフォームを設けまして、名前書いて、職員番号を書いて、調査票を埋めなければいけない。6ページぐらい。だからだれが何をしているか全部わかるわけで、アンケートじゃないのです、これは。個人の思想調査です。職員の方はいきなりくるでしょ、メールがポンと。だからきた日の市職は大変でしたよ、朝から。どう対応したらいいかと。蹴るとね…市長が、その後からすぐにね「これは職務命令なので、違反したものは懲戒免職」と、こういうことです。それは、ちょっと恐いですよ、口だけにしても。みんな動揺したと思います。直接、名指しで言われるんだからね。それでこれ、一たん始めると、回答始めたらもとに戻れない。前へいかなきゃいけない。そういう設計になっている。それで職場は恐慌状態ですよ。特に組合活動で誰が、例えば政治活動で、候補者の応援のために行ったか。あるいはそういうふう誰に言われたかということ。全部項目があるのですよ。これを野村という弁護士は、弁護士のく

せにそういうことやるのですね。結局は市労連の方から府の労働委員会に提訴しました。労働委員会は22日に不当労働行為の疑いで調査停止勧告を行って、その結果、このアンケート形式だが思想調査となっている調査は止まったのですね。結局4月になって、収集したフロッピーを全部破壊しました。野村修也弁護士がカチャン、カチャンとこうやってね。

この人も、特別顧問です。こういう人を使っているのですね。だからさっき言ったように市の職員は一面ではやりやすいかもしれないけど、顧問が入ったらなかなか大変です、ぐちゃぐちゃになっちゃって。指揮命令系統がわからないからね。だれの命令を聞いたらいいかわからない。

## 大阪都では税収不足で 都区財政調整制度はできない

それであると、もうちょっと言うと…話をもとに戻しますと、大阪都構想は、そういうふう市政令市を解体して、普通市をつくるのですけれど、普通市のあり方がわからない。特に問題なのは、先ほどの図1（P11）を見てください。棒グラフのうち、グレーが歳入で、ドット模様が歳出です。これを見ますと、北区とか中央区とか西区、それから淀川区もまあいいですか、この4つの区以外の区は歳出が大幅に歳入を上回っているのが現状です。だけど、これは現在は全体が大阪市だから全部カバーされていて、でこぼこが出てこないわけです。だから歳出ベースでいうと、「西成区でも中央区でも歳出ベースは一緒でいい」なのです。行政水準は一応保障されているわけ。ところが分けたときには、そういうことはできないので、各区ごとにすごく格差が出てくる。歳入に応じた歳出にしちゃうと、ものすごく低い水準と、ものすごく高い水準が出てきちゃう。そのために、それを是正するためには、税収が歳出よりも多いところから“財政調整”といって、その財源を召し上げた上で他の区にまわすという“財政調整”が必要なのです。東京では都区財政調整制度、“都区財調”といいますが、これが大阪でできるかという大問題があります。これは西尾勝さんが、東

京市政調査会の理事長をやっている西尾さんが、地方制度調査会で言っていますが、「“都区財調”は東京では分かるよ」と。「東京では分かるけど、それと同じようなことを大阪でできるかどうか、シミュレーションしてみないとダメじゃないか」ということになっているのです。その作業がどうなるかでしょうかね。

東京の“都区財調”の場合は、要するに都心の3区、いま5区ぐらいが非常に——大阪でいえば中央区とか北区のように——収入が多いのです、めちゃめちゃに。法人関係税とか固定資産税とかいうのは…住民が少ないのに法人がたくさんありますからね。ものすごい収入が入ってきて、財調の資源“財源”がたくさん出てくるわけです、4区で。千代田・中央・港・新宿かな。渋谷もこの中に入ってきてますけれど。そこで上がった税でもって、他の18区ぐらいが均てん化されているわけですね。その力は、例えば大阪の、中央とか北とかにあるかということ、とてもありません。

特に大阪市は、地方交付税の交付団体なのです。そうすると大阪市の財源というのは、交付税も合わせて考えなきゃいけない。それがなくなったら、大阪市の財政は持ちませんからね。そうすると大阪は、交付税も入れた財源を分けることになると、これは他の自治体に迷惑かかりますからね。そういうことは、他の自治体が黙っていいのって…。千葉市とかなんか、文句言わないのかってことになりますね。だから、他の団体の財源を、新しく出来る大阪の8区のうち7区ぐらいに再配分することを許すか、ということになる。そういう議論になって、自治体からの議論になるはずなんです、本当は。国のレベルのね。それはだから総務省の議論になるわけですけど。それはまだ全然出てきていないので、僕の感覚では多分、大阪市の場合は、東京の都区財調のような財政調整支出ができないので、新しくできた区の間で財政アンバランスが出てこざるを得ない。その場合に、それどうやって埋めるかについて言うと、国の交付税制度を活用するしかないだろうと思います。ただ、それをそうすると、今度は全体の議論になりますから、総務省も含めて国レベルの

議論を超えていかなきゃいけない。そういうことができるか。そこまで「維新の会」のパワーが届くかどうか。それは問題になるかと思います。

## 大阪府市統合本部の設置と大阪市の解体

それから、表1の年表(P7)の最初を見てください。2011年11月27日、市長に当選しまして、12月5日から9日にかけて大阪市のヒアリングを行ないました。12月15日に関西経済同友会との会談があり、行財政改革と成長戦略について合意をしました。これは、関西経済同友会の応援を確保したということですね。それから、23日に戦略会議をつくりました。23・24日にかけてやったのですね。27日に、大阪府市統合本部というのをつくり、これが中心の機関になります。大阪府と市の、知事と市長が一緒の席でやっていくと。

それから、1月6日には府立大と市大の統合に向けた案ができてくる。12日に公募区長の締切。1月31日に、大阪広域水道企業団が首長会議で、2013年度の大阪市加入を受け入れる方針を決めた。ということで来年度、大阪市の水道は広域水道企業団に参加するという形になりますが、その詰めはまだ残っています、たくさんね。それからもう一つは…先ほどの野村弁護士さんの話がここですね。2月15日には「西成区特区構想プロジェクト会議」といって、これは西成区、いま言った西成区は、そういう意味では大変なところなので、これに対するプロジェクト会議をつくった。リーダーは西成区長で、市長が出ていましたが、これは1回開いてそのまま、まだやっておりません。特にここは、肺結核が多いんだな。肺結核対策のために、どうするかって議論したりしています。16日になりますと、これは地方制度調査会のほうに橋下氏が出席して、このときは内容を説明しないで、とにかく「大阪都構想は、基礎自治体化するんだ」という点を主張するのみで終わったというところですね。19日に“新たな区移行プロジェクト”ですね。28日、大阪府公館で橋下市長と松井知事が、香港のカジノ運営会社CEOと会談して、誘致に向けて協力することに合意。カジ

ノが好きなの。若いときからみんな「ギャンブルやんなきゃあかんで」とこう言うのが橋下さんですね。「鍛えなきゃ」と。

## 「維新八策」は矛盾に満ちている

それから、あと3月10日に大阪維新の会が、衆議院選挙向けの公約集「維新八策」の“たたき台”を公表した。これは何ていうか、矛盾に満ちたものですけど…。例えば、参議院の廃止も含めた憲法改正とか、そこに出ていますが。その中に例えば、給付付き税額控除の話とかですね、いろいろバラバラに入っているのです。これは、だけど多分、このままで行かないだろうなと思っています。交付税制度の廃止を言っているのですね。東京都の石原さんもそうだけど、要するに大都市のエゴそのままだね。立場によって違うこと言うのじゃないかと思うのだけれども、今の大阪市長からすると、「うちの財源を、どうして鳥取県に配ってるんだ」と、こういう議論をやるわけやね。だから鳥取県知事怒ったけれどな。そういうスタンスですよ。

私が残念だったのは、政策企画室編集発行の「都市問題研究」という雑誌があったのですが、これが廃刊。それから、3月18日大阪府と市の「エネルギー戦略会議」、植田和弘さんが座長ですが、これが株主総会向け提案骨子を出した。これは残っておりますね。大飯原発再稼働については腰砕けになりましたけれど、株主総会宛の骨子はまだ残っておりますので、まだこれまたニュースになりますけども…。誰も、ある意味ではちょっと信用しなくなっているかもしれません。

## 学校選択制の問題点

それから3月20日に、大阪市淀川区民センターで「学校選択制」と「中学校給食」について区の呼びかけによる住民集会。これは誰でも参加していいというやつですが、一応順調に議論が進んでいるようです。

でもまず、「学校選択制」と「学校給食」って、

一緒にやられても困るんだよな、本当は。それぞれ違う質の議論ですからね。それを2時間ぐらいの住民集会でやったって困ります。特に区長は、今の区長さんというのは公選でもありませんし、出てきた人は公募区長ですよ。そういう人が区ごとに「学校選択制」を選択して、誰が責任取るのってことになる。特に反対意見の中心が、学校が地域の中心でなくなる。地域自治の活動に学校や保護者や子供が参加する道がなくなる、そういう心配が大きい。それを議論する仕組みがない。議会の議論がないですから。要するに、公のそういった公的な議論抜きに、「学校選択制」を導入しようとしている。東京の区の場合は、まだ教育委員会が決めて、区議会で議論してやっているわけですが、そういう装置がないところで、「学校選択制」みたいなのを区ごとに区長で決めていいのか、というところが大問題です。それから、「中学校給食」については、これはまあ分からないことはないのですけれども、でもそれも弁当との選択制にするだとか、そういう議論があって…。これはこれで賛成する人が多いでしょうけども、「学校選択制」は今後ともものすごい議論を呼ぶと思います。

それから、24日が「教育行政基本条例・職員基本条例を可決した」と。26日には、府市統合本部が「観光局」をつくったり、「アートカウンスル」をつくったり、「水と光のまちづくりオーソリティー」の三つの組織を立ち上げたということで、これは要するに、大阪という都市の魅力をどうするかという議論ですが、府と市が一緒にやるってことですね。これは、担当しているほうはおもしろいでしょうね。いままでだったら府道と市道の違いがあって、それをバラバラにやっていますからね。それをまとめて議論したら、やりやすいことは確かです。だけど、それで大阪の魅力というのはできるのかな。ここで言っているような「アートカウンスル」とか、“水辺環境づくり”というのは…。安藤忠雄さんも入っているからなあ、そういうふうな景観の点ではいいかもしれないけれども、本当に力がつくのかなっていうのはありますよね。

3月28日に、「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例」ができていまして、これは要するに、府議会と市議会が同じ条例を可決しているからね。大阪府市の協議でもって、“大阪都”をつくっていくための議論の枠組みを条例で決めたものですね。ここでつくったものを国に提案していくという議論だった。あるいは、ここでもう詰めていって住民投票まで持ってくと、こういう議論だった。

## 打撃を受ける地域福祉

それから、4月3日ですね。「予定していた第3期大阪市地域福祉計画策定せず、これからの区で推進する地域福祉事業の指針を24年度の早い時期に策定する」って書いてある。要するに地域福祉計画は、本当は3月にできていたものなのですね。第三期の地域福祉ができるはずだったのですが、それは5年計画です。そうすると、途中4年で大阪都になってしまうので、作る必要ないというので、潰しちゃったみたいですね。多分これ、担当が潰したと思うんですね。作りゃいいのにね。途中で変えりゃいいんだから。過剰反応が起きているってことだから、内部で。だからいま、大阪市は地域福祉計画ありません…。ここであるように、地域福祉事業指針というのが出すとしていますが、これはどの辺までカバーしようとするものなのか。地域福祉計画の中心部分になる、地域福祉の担い手の一つであるはずの“社協”をどうするとかはわからないですしね、あるいはいろんな“老人クラブ”とかの住民組織をどうするのかもわかりません。あるいは、いろいろな地域福祉の拠点となる施設について廃止とか縮小になっていますから、根本的に必ず変えざるを得ないから、地域福祉はものすごく大きな打撃を受けそうです。

## 労働組合いじめ、現業いじめ

4月5日に、さっき言った「事業の見直し」。548億円ですね。これが出まして、それについては5月11日に見直しの案が出たのですね。先ほど

申しましたけれど、そのうちのいくつかは撤回しました。例えば区民センター廃止はやめて残すところまで、いくつか撤回があったのですが。

5月15日、「大阪市交通局は15日に、交通局労組との団体交渉で、8月から来年3月まで、管理職以外の職員6,500人の給料を5パーセントから20パーセント削減する方針を伝えた」。「市営バス赤字解消がねらい」と書いていますが。これは、現在の交通局について、民営化の議論をしていますね。局長に、民間の京阪電車の副社長さんを局長に据えて、交通局全体の民営化方針を進めています。この大阪市交通局の民営化の議論というのは昔からあって、関市長のときに…平松さんの前の市長の関市長のときも、民営化の議論があったのですね。大阪市交通局の労組“大交”、大阪交通労組を“大交”といいます。ここは民営化受け入れやむなしの議論まで行っているような話も聞きました。いずれにしても民営化の議論は始まっています。これはだけど、バスはいけるかな。地下鉄は黒字で、いま回復してきましたのでいけそうですが、バスは赤字なので引き受けてくれる会社がない。民営化と云って簡単じゃないと。そうすると、問題になるのはやっぱり、職員給与の引き下げですよ。黒字体質にしなければいけない。ということで、いま中心は交通局のバスの運転士の給料を450万円まで——いま700万円水準ですから——それを下げようっていう議論がある。

現業も、全体もそうですね。現業に対しても“民間並み”と、こう言っていますので、これもだいたい30パーセントくらい削減すると。これはだから、もうさっき言いましたけれど、橋下市政の特色は“現業いじめ”です。これは公務員の範疇から外すというような方向が見え隠れします。交通もそうですね、民間でやってもらいたい。これはある意味、そういう経営学で言えば、結構本音のところかもしれないですね。大阪市従なんかは、いろいろ自治研運動をやっていますね、いろんな施策づくりもやってきて、どうやって公務労働の中に現業職の働き方を位置づけるかということをやってきたのですが、それをまず給料面で38パーセント削減と言ってくる。これについては一

応、いまあいまいにはしているのですけど。というのは、要するに労働基準法違反なので。労働基準法ですと、一年間に給与の1割以上をカットしてはいけないのでね。だから年内にできないのです。しかし中長期的に見れば“民間並み”に下げる…。“民間並み”は、どこまでかというような議論があって、その辺はまだまだこれから尾を引きます。

それからその次、5ページの上ですが、5月16日に「市営地下鉄の助役が、全面禁煙の規則を破って駅長室で喫煙した」と。そこで列車が止まっちゃったのですよ。タバコの吸殻を捨てたゴミ箱の紙クズが発火して、構内に煙がいっぱいになったので、地下鉄が止まっちゃって…単なる喫煙じゃなくて、地下鉄を止めちゃったんだ。それでもって、また橋下市長が「分限免職」「懲戒免職」と言ったのです。結局は、局は民間の同種の事件から言えば重すぎるので、停職3ヶ月にした。これは民間から来た人が決めたのですけれどね。こういうことがたくさん…あと、“入れ墨問題”とかね。

それから後ね、5月21日「大阪“子供の家”消滅危機」と書いてありますが、これは新聞記事ですが、子供たちの最後の“駆け込み寺”になっている、「子供の家」というのが廃止になるという。「人権博物館」、「リバリティ大阪」といいますが、これが来年度予算廃止ですよ。それからさっき言った“隣保館”もそうですね。これらに対しては利用者の反対運動が起きています。

それから、そこに書いていますね。「団体交渉において…」、5月23日ですね。ですから、労働組合の整理というかな。「新たな労使間ルール及び給与制度改革について提案があって、管理運営事項について労働組合の意見交換禁止。組合無給職免の廃止。会議室の使用も禁止。組合との本部交渉前の有給職免の廃止。技能労務職員の給与水準を、民間の同一職種の水準を考慮して国の行政職俸給表(二)に切り替える」ということで、これはあわせて、さっき言った「政治活動禁止」も入れて7月に提案する。組合事務所については、12月の終わりに組合と交渉したときはオッケー

だったのですよ。市労連や市職は、地下1階を使っていた。それは、「使用料を払え」だったのだね。昨年までは、市役所の普通の民間の事業者が、市役所のところを使うときの水準の5割でいいとっていたのですね、一応。それも、だから関氏のときにやられたのですから。だけど、10割払えということになって、組合の方も「10割だったらまあいいでしょう」ということで、市役所に残るって判断したのですね。ところが1月になって、維新の会の議員が交通局の、書記局の中を調べて、「政治活動をやっている」って…要するにビラとかメモ等を引っ張り出して追及したのですね。そうしたら「政治活動をするような組合には貸せない」というので、前言を翻して「出ていけ」ということになった。組合としては、自分の拠点を設けるといって出ていった。組合事務所を本町という所に——地下鉄でいうと1駅ですね——一つくりまして、民間のビルの7階に移転しました。今まで地下にいたので、いまは7階にいるので見晴らしいし、周りは飲み屋がたくさんあるし、「淀屋橋よりええやん」といって…これまあ負け惜しみですよ。

## 法律に反してもやり得になる

橋下さんの特徴は、要するに「法律に反してもええやん」。法律に反するような条例。例えばさっき言った「教育基本条例」がそうです。地教行法違反と言われている。文科省から言わせるとね。要するに教育委員会権限を犯している、長が。教育委員会がつくるべき教育基本計画を、長と協議してつくるのだと、その条例では。だから、長が教育委員会のつくる教育計画を支配することができるのです。これは地教行法違反で、市長権限を逸脱しているというのが文科省の見解。それからもう一つ。懲戒権の乱用もあるのです。懲戒権の乱用を言われていて、例えば、さっき言った禁煙を破って喫煙をやったときに懲戒免職にしたらどうなるかという。それを争って裁判にかかって勝ちますよ、これは。大体、勝ちます。でも、どんどん3ヶ月、6ヶ月かかるでしょう。そ

の場合は、具体的に受けた損害は復旧できないのです。やったもの勝ち。阿久根の市長がそうだからね。そういうふうに、法律に違反しても、「裁判所が判断してくるまではできる」といってやっていって、そういった処分をするので、職場は萎縮しますよ。だから効果がある。そういうのを、やっぱり弁護士だからか平気でやる。普通、違法なことをやっちゃいけないというが、「違法かどうか、裁判所が判断してくれるやん」と。「おれは、これが正しいと思ったことをやるのだ」と。こういう基本的な姿勢ですよ。

それに対して、有効な反撃としては、それは違法だとか判例違反だとか、ぱっと言わなきゃいけない。言わなきゃいけないのだけれども、弁護士との相談もあって、それに少し遅れる。そこにつけ込む、そういうタイプの首長はふえそうですね。

## お任せ民主主義から参加と協働へ

最後になりますけれども、要するにまだこれからです。公募区長が出てきて、さらに新しい区の姿というのは、一応提案は、多分来年の夏ごろになりますね。だから公募区長が何をやるのかを含めて、我々は大阪に内部を含めて関わっていきるので、そういう点で「何が起きているか」というのをきちんと把握して記録し、それを発信していきたいと思っています。ちゃんと見ていかなきゃいけない。ですから、何て言うかな、橋下的なあり方について何が有効かってまだわかりませんが、基本的に言いますと、いま僕は市民参加とか協働というのを——市民が本当の主人公になれる、お任せ民主主義じゃない民主主義を——どうやってつくっていくのかというのが本当の筋だと思っております。いま支持がありますよね、7割か。そういう人は、いわばお任せ民主主義なんですよ。あるいは劇場型といってもいい。観客として橋下さんが何かやってくれるのを見ているのは、スーっとすると。自分たちは主人公になっていないのだけれども、そういう擬似的な感覚を持っているんじゃないでしょうか。そうじゃなくて、本気になって、例えば市あるいは行政とかに参加で

きていけば、参加型民主主義になっていく。そういうふうに変わっていくと思うので、本当の意味での参加のあり方というかな、あるいは協働のあり方をきちんと実現していくことが必要じゃないかなと思います。

ですから、そういう王道をきちんと歩んでいかなくちゃいけないと思うし、そのための仲間っていうか、ネットワークをつくっていくことが必要だと思うのですね。人々の心というのは、外在的に批判しても、どうしても動かないので、そういう意味ではこっちもやっぱり具体的なネットワークをどうやってつくっていくか。具体的に、わいわい議論していうのは、必要じゃないかなと思っています。ただ心配なのは、そういう議論をしているのは、年寄りなのだよ。大体、団塊の世代あたりまでですね。反ファシズムとか、“反ハシズム”とか言って集まっていますよ。それはいいのだけれども、元気でやってもらいたいと思うのだけれども、さっき言った学生が全然集まってきていない。でも学生の中にも結構いい子もいるんですね。ボランティアやったり、いろいろな種類の災害救援をやったり、そういう子がすごいですので、そういう子たちの中にどうやってつながりをつくっていくのかも含めて考えていかないといけない。きちんとした取り組みが必要なので、そのためにも、いま大阪に起きていることは、やっぱりきちんと報告し続けようと思っていますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

## 会場発言

**佐藤** 澤井先生、どうもありがとうございました。それでは、ちょっと時間も押し迫っているのですが、若干、御質問をお受けしたいと思いますが、はい、どうぞ、お名前をおっしゃってから、質問をお願いいたします。

**宮下** 市原市から参りました、宮下と申します。先生、本当に大阪都構想の現状と橋下市政の6ヶ月の具体的な内容を知らせていただいて、本当に

ありがとうございます。私、常々思っているのですけれども、そういう「橋下市政がなんで誕生したのか」という点では、やはり中央政府とのかかわりで、やっぱり“強いリーダーシップへの期待”といえますか…私の友人にもいるのですが、そういう点で私は非常に危険ではないかというふうに考えております。例えば、強いリーダーシップのもとでは、先生の報告にもありましたけれども、相手側は切り捨てられるわけですよ。やっぱり橋下さんは「権力は勝つ」、まあ独裁的な傾向があるわけですが、結果的にはやはり先生が言われましたように、主権在民が犯されていると。私、市原市で28年間市会議員をやらせていただきましたけれども、議会制民主主義の点で、もし、うちの市原市長がそんなことをやったら、これは大変だなというふうに思うのです。それで、これからもこういう議会制民主主義とか主権在民、民主主義というのはやっぱり多数決と、もう一つは少数意見の尊重というのは、これはちゃんと憲法に保障されているわけで、そういうものを私たちがやっぱり守って運動していくということが非常に重要じゃないかと思うのですが、先生の御見解をお願いいたします。

**佐藤** それでは、もうひとつ。御質問をお受けして、時間の関係で切らせていただきたいと思うのですが、いらっしゃいますか。はい。

**藤代** どうもありがとうございます。鎌ヶ谷の藤代と申します。先ほど来からのお話では、橋下支持が70%以上と。そういうことで、非正規、そしてまさに競争の中で苦しんでいる若者が支持していると。言ってみれば市場原理主義の中で、何ゆえ苦しんでいる者が橋下氏を支持するのかなと。これは言ってしまうと、簡単に言っちゃえば、2008年以来の新自由主義批判というのは、根本的にし切れていないという。いろいろなところでやり切れていないという。政権交代も、その点は完全にやり切れていないという、そういう点もあるのでしょうか…。そういった非正規雇用の中で、非正規雇用の方も最近どんどんふえて38%

というので、矛盾がどこかで出てこないのかなと。矛盾が出てきたら、やっぱり橋下さんにストレートに行くはずがないのじゃないかなんて思うのですけれども、その辺を具体的に、もうちょっと教えていただければと思います。

**佐藤** 先生、回答よろしくお願ひいたします。

**澤井** 回答にならないのですけれども、一つ…。 “主権在民”の話がありましたけれども——民主主義というの（この間、見ていて思うのは）少数意見の尊重とかいうのですが——要するに議論をして、お互いに議論して妥協点を見つけていくということが、我々は訓練できていないのじゃないかなと思うのです。おとといも、ちょっと京都で飲んでいましたが、論争になっちゃうのですよね。論争になっちゃう。要するに相手を叩き潰そうという議論になる。これは民主主義的議論じゃないのです。党派の論理やね、これは。要するに相手をつぶしてしまわなきゃいけない。ところが民主主義はそうじゃなくて、お互いの中にそれぞれの真実があるので、その真実のありようをどうやって接近させていくかというようなのが、僕は民主主義的議論だと思うのですね。

“ファシリテーターの原則”って、あるじゃないですか。ワークショップなんかでやるときに、いちばん参加者で注意しなければいけないのは、裁定的立場の否定です。裁定者としての立場を否定しなきゃいけない。つまり相手の議論が出たときに、それを否定するなど。まずそれを受けとめて議論してほしい。相手を決めつけるなど。そういうふうな訓練が必要になると思うのですね。それが我々は、余りにもできていないなと思います。



とにかく相手をつぶして、あげ足をとってやると、そうすると向こうの方もやってきますから、何か議論がどこかにいっちゃうのですね。負けないように議論していると…。そうじゃなくて、その中でどうやって一致点を見つけるかとか…。つまり“正・反・合”の、新しいところ、一致点に達するような議論をするにはどうしたらいいかという方法ですね。そういう点では、相手の中にある「いい面」も含めて、議論を進めていきたい。その議論が僕らのやり方では、まだ下手やなと思うのですね。だからそういう点で、とにかく議会もそうだと思うのですけれども、そういう議論の立て方、つまり“ファシリテーターの原則”の議論みたいな、相手を裁定的に裁かないというのに、どのくらい耐えられるかというのが、僕は民主主義の試金石じゃないかなと思うのです。僕もできていませんけれども。

それから若い人ですよ。それは何とも言えないのです。ただ、やっぱり共感することじゃないかな、若い人と。学生とつき合っていてわかるけれども、学生の場合も、世間的に見たら「変なやつ」と思うやつも、結構おもしろいところあるじゃないですか。だから、自分のお子さんとどれぐらい一緒に共感できるかというか…。何というか世代の違いで感性的にも違うところがあるので、その違いは尊重しながら、それも含めて受け入れていくということが必要かもしれません。そうすると新しい面が見えてくるし、そうすると希望も出てくるし…というふうに思いますね。だから学生や若い人とつき合い、そういうサークルをどうつくっていくのかというのが、テーマかもしれませんね。返事になってませんね。すみません。

**佐藤** どうもありがとうございました。時間の関係で、質疑につきましてはこれで打ち切らせていただきたいと思います。澤井先生、本当にきょうはお忙しいところ、ありがとうございました。再度、皆さん方の拍手でお礼にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは最後に閉会のあいさつを、副理事長の宮崎先生の方からよろしくお願ひいたします。

## 宮崎副理事長のまとめ



宮崎 宮崎でございます。澤井さん、どうもありがとうございました。皆さん、かくも大勢の皆さんにきょうはお集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

きょうの始まり、澤井さんのお話の始まりは、井下田理事長が非常にハードルを上げましたので、「これはどういう話になるのかな」と思っていましたけれども、そのハードルをさらに楽々と越えるようなお話をいただけたのかなと思います。

実は私、思い起こしますと四半世紀も前になるのですけれども、20数年前に「地方自治総合研究所」というところに就職いたしまして——その中の研究員として就職したのですが——そのときの大先輩の研究員に、澤井さんが一番年長の研究員でいらっしゃったわけなのです。それから折りに触れて、いろいろと澤井さんから教わってまいりましたけれども、皆さん方も地方財政の泰斗でもあられる澤井さんのお話を、これまでどこかでお聞きになった方もおいでかと思えます。普段の澤井さんのお仕事は、研究所で何をやっているかという、もっぱら数字と格闘している。その背中を、ずっと私は見せていただきました。普段は、きょうは大変わかりやすいお話だったわけですが、その基礎には、大変厳しい調査資料の分析を普段からされている方であります。

きょうのお話の中では、やっぱり橋下さんが社会潮流の一部を代表しているのだということからお話が始まりました。大変印象深いお話だったと思います。彼のやり方が、法律を軽視して…する

かと思えば、一方で懲戒権を乱発したりと、そういうところもあるのではなかという、かなり重要な指摘があったと思います。

それから大阪都の構想ですが、政令市をいわば解体して、そして普通市をつくと。しかし、そのつくられるべき普通市の姿が未だによくわからないというので、これからも着目していく必要があるだろうというお話だったと思います。とりわけ今日は、詳しいお話はございませんでしたけれども、澤井さんの一番の専門とされている“財政調整”といったところが本当にできるのだろうか、というような深刻な疑問が投げかけられていたのではないかと思います。これにつきましては、私ども千葉に暮らす私どもも、人ごとじゃないのですね。やっぱり大都市制度の問題というものは、我々も我々なりに考えていかなきゃならないと思います。千葉市が政令指定都市でありますけれども、千葉市が政令指定都市になったとき、あるいは今日までも、その大都市としての制度としての千葉市のあり方というものを、我々はもう一度やっぱり深く再検討してみる必要があるのではないかというふうに感じました。これは千葉市だけではありません。現実には船橋市の方では、政令市を視野に置いた行財政の改革を検討していこうというような動きもあるわけですから、ますます私どもは——先ほども、澤井さんのもう一つ重要な言葉がありましたけれども、「外在的な批判だけではだめだ」という言葉がありました——中に立ち入って、しっかりと真摯たる検討を進めていく必要があるのではないかというふうに思いました。

今日は長時間にわたりまして、かくも大勢の皆様御参集いただきまして、本当にどうもありがとうございました。これにて散会したいと思います。

### 基調講演 講師紹介

さわ い まさる  
澤井 勝氏

大阪市政調査会 会長 (奈良女子大学名誉教授)

最終学歴：東京大学大学院経済学研究科卒

専門分野：地方財政論、地方自治論、生活福祉論

著書に「現代の地方財政」(有斐閣)、「市場・公共・人間」(第一書林)、「変動期の地方財政」(敬文堂)、「大阪都構想Q&A」(自治研ブックス)など多数